

令和6年度 第一学期転学・編入学募集要項

東京都文京区小石川4-2-1 東京都立竹早高等学校

TEL (03)3811-6961

1 目的

高等学校等入学後の進路変更希望に応え、中途退学の未然防止を図るとともに、教育を受ける機会を確保する。

2 募集区分等

(1) 募集区分

ア 募集区分1（転勤者生徒特別枠）

新第2、3学年を対象とし、各学年における令和5年度第三学期転学・編入学募集実施後の転勤者生徒特別枠の残数を募集する。

イ 募集区分2（転入学者特別枠及び一般募集枠）

新第2、3学年を対象とし、学年ごとに、定員に不足が生じた数及び転入学者特別枠（注）の残数を合わせた数を募集する。

（注）転入学者特別枠

第2学年：「令和5年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」における転入学者特別枠の数

第3学年：「令和4年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」における転入学者特別枠の数

※ 転入学者特別枠の残数は、令和5年度第三学期転学・編入学募集実施後の残数を引き継ぐものとする。なお、転入学者特別枠は都立高等学校（以下「都立高校」という。）間の転学に限定した枠ではないため、転学・編入学募集の応募資格に該当する者は出願できるので注意すること。

ウ 海外帰国生徒対象

(2) 募集人員（男女は問わない。）

	募集区分1	募集区分2	海外帰国生徒
全日制普通科第1学年	—	—	—
全日制普通科第2学年	1名	1名	4名
全日制普通科第3学年	1名	2名	4名

3 応募資格

都立高校の転学・編入学募集に応募できる者は、次の(1)又は(2)に該当し、かつ(3)の要件を備えている者とする。海外帰国生徒対象枠に応募できる者は、(4)に該当する者とする。

(1) 転学

高等学校に在籍している者

(2) 編入学

次のいずれかに該当する者（「4 出願方法 (2)」を参照のこと）

ア 高等学校等において第一学年相当以上の単位数を修得した後、退学した者

イ 外国において学校教育における10年以上の課程に在籍している者又は10年以上の課程を修した者

ウ 中等教育学校の後期課程、高等専門学校（以下「高専」という。）又は特別支援学校高等部に在籍している者

(3) 住所要件

保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下同じ。）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は都外在住者で保護者と共に入学日までに都内に転入することが確実な者で入学後も引き続き都内から通学する者。ただし、保護者の要件について、上記に当てはまらない場合に、特別の事情として認められる事情及び必要書類等は、別紙1のとおり。

(4) 海外帰国生徒対象の応募資格等

次のアからウまでの全てに該当する者とする。

- ア 保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者で、外国における連続した在住期間が2年以上（連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者を含む。）で、帰国後1年以内の者
- イ 保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者のうち、入学後も引き続き都内から通学する者。ただし、保護者については以下の場合も含む。
 - (ア) 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国すればよい。
 - (イ) 特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。
- ウ 第2学年に応募する者 … 平成20年4月1日までに生まれた者で、令和6年3月31日までに、高等学校第1学年を修了又は修了見込みの者、若しくは、令和6年3月31日現在、外国の学校教育における10年の課程を修了する者
- 第3学年に応募する者 … 平成19年4月1日までに生まれた者で、令和6年3月31日までに、高等学校第2学年を修了又は修了見込みの者、若しくは、令和6年3月31日現在、外国の学校教育における11年の課程を修了する者

4 出願方法

(1) 転学

- ア 転学前と同一課程及び同一学科の都立高校へ出願を原則とするが、第1学年の第二学期転学・編入学募集では、転学前と異なる課程又は異なる学科の都立高校へ出願することができる。第1学年の第三学期以降の転学・編入学募集では、転学後、卒業に必要な単位の履修及び修得が可能であると志願先の都立高校長が認める場合は、異なる課程又は異なる学科の都立高校へ出願することができる。
- イ 都立高校全日制在籍者が、特別の事情により他の都立高校全日制に転学を希望する場合は、在籍している都立高校長及び志願予定先の都立高校長が、転学・編入学募集の目的に照らして、他の学校に転学する必要性があり、学習の機会を継続する上で真に必要と認める場合に限り、1年度間に1回を原則として、出願について各都立高校長の承認を得た上で、転学・編入学募集に出願することができる。
- ウ 最初に合格した都立高校へ入学することを条件に、同一募集時期の複数の都立高校に出願することができる。いずれかの都立高校に合格した場合、入学手続を行っていなくても、その日以降の受検はできない。

(2) 編入学

- ア 高等学校等において第一学年相当以上の単位数を修得した後、退学した者
各学年の第一学期に限り、志願者の修得単位数に応じて相当学年の転学・編入学募集に出願することができる。
- イ 外国において学校教育における10年以上の課程に在籍している者又は10年以上の課程を修了した者で、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者。ただし、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに

該当する者は、帰国後、直近の転学・編入学募集に限り出願することができる。なお、年齢相当学年より上の学年に出願することはできない。

(ア) 日本国籍を有し、保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者のうち、保護者に伴った外国における連続した在学期間が2年以上のもの(連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者を含む。)で、かつ、帰国後1年以内のものは、志願者の修得単位数に応じて各学期に行う相当学年の海外帰国生徒対象の募集及び海外帰国生徒対象以外の募集に出願することができる。

(イ) 日本国籍を有し、保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者のうち、保護者に伴った外国における連続した在学期間が2年未満のものは、志願者の修得単位数に応じて各学期に行う相当学年の海外帰国生徒対象以外の募集に出願することができる。なお、海外帰国生徒対象の募集に出願することはできない。

(ウ) 日本国籍を有し、保護者に伴う海外在住以外の事情により海外から帰国した者は、志願者の修得単位数に応じて各学期に行う相当学年の海外帰国生徒対象以外の募集に出願することができる。ただし、第一学期以外の募集においては、外国における連続した在学期間が1年以上の者(1箇学年の課程を修了する見込みの者を含む。)とする。なお、海外帰国生徒対象の募集に出願することはできない。

(エ) 外国籍を有し、海外に在住している者又は在住していた者は、各学年の第一学期転学・編入学募集に限り、志願者の修得単位数に応じて相当学年の転学・編入学募集に出願することができる。

ウ 中等教育学校の後期課程、高専又は特別支援学校の高等部に在籍している者

(ア) 中等教育学校の後期課程からの編入学

中等教育学校の後期課程に在籍している者が都立高校に編入学を志願する場合は、転学に準じて扱う。

(イ) 高専又は特別支援学校の高等部から全日制への編入学

全日制への出願については、第1学年の第二学期転学・編入学募集に限り出願することができる。ただし、編入学後、卒業に必要な単位の履修及び修得が可能であると志願先の都立高校長が認める場合については、各学年の第一学期転学・編入学募集に限り、志願者の修得単位数に応じて相当学年の転学・編入学募集に出願することができる。

(3) 出願に要する書類等

ア 入学願書

イ 住所等を証明する書類(都内在住者)

志願者及び保護者の住所が確認できるもの(住民票記載事項証明書等)

ウ 転居を証明する書類(都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者)

契約書の写し(売買、賃貸)等を添付した保護者の申立書(転居先住所と転居理由を明記したもの)募集区分1(転勤者生徒特別枠)に出願する場合は、原則として、転勤証明書(転勤の内示証明又は辞令の写し等)を添付する。なお、写しの場合は原本を持参し、確認後返却を受けること。

エ 転学照会書(転学のみ)

オ 高等学校の在籍等を証明する書類

在籍する高等学校の在学証明書及び在籍する高等学校の単位修得証明書・成績証明書等

※直近までに履修している科目、学習状況(評価【満点を記載】、出欠席日数)がわかるもの。

書式は問わない。

なお、編入学の扱いにより出願する者は、最終在籍校の単位修得証明書のみ

カ 特別の事情を示す書類(保護者が父母であり、父母のどちらか一方が特別の事情により志願者と同居できない場合のみ)

理由書（父又は母が志願者と都内に同居できない特別の事情及び志願者が父母のどちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記したもの）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

なお、特別の事情として認められる事情及び必要書類については、別紙1のとおり。

キ 海外における勤務証明書等、保護者が帰国できない理由を証明する書類（海外からの帰国生徒で、保護者のどちらか一方が帰国できない場合又は志願者のみが帰国する場合）

ク 身元引受人承諾書（海外からの帰国生徒で、志願者のみが帰国する場合）

ケ 入学考査料

志願者は、東京都立学校の授業料等徴収条例に定める入学考査料（2,200円）を、入学願書を提出する際に納付しなければならない。

コ その他志願しようとする都立高校長が必要とする書類

※海外帰国生徒対象枠に応募する者は、詳細を本校帰国担当まで問い合わせること。

(4) 入学願書提出期間及び提出先

志願者は、出願に要する書類等を志願する都立高校長が指定する期間内に当該都立高校長に提出する。

ア 出願期間 令和6年 3月 11日（月） 午前9時 ～ 午後3時
12日（火） 午前9時 ～ 正午

イ 提出先 本校経営企画室（事務室）窓口

5 学力検査等の実施

(1) 選抜日 令和6年 3月 13日（水）

(2) 選抜方法、時間割、選抜日の持ち物及び注意事項

ア 選抜方法 書類審査、学力検査（国語、数学、英語）および面接

イ 時間割

集合時間		午前 8時30分	までに集合
第1時限	国語	午前 9時00分	～ 午前 9時50分
第2時限	数学	午前10時10分	～ 午前11時00分
第3時限	英語	午前11時20分	～ 午後 0時10分
	昼食		（控え室）
第4時限	面接	午後 1時10分	～

ウ 選抜日の持ち物及び注意事項

受検票、筆記用具、定規、コンパス、腕時計（アラーム設定を解除したもの）、上履き、下履きを入れる袋、弁当、飲み物

※漢字・英文字等が印刷されている服等は着用してはならない。

※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類は、面接終了まで学校が預かる。

(3) 合格発表日 3月 13日（水） 午後3時（予定）

☆ 合格者は受検票を経営企画室（事務室）窓口に提示して、合格通知等を受け取って下さい。

6 入学手続

入学手続期間 3月 13日（水） 合格発表後 ～ 午後5時
14日（木） 午前9時 ～ 午後3時

(1) 合格者は、入学手続期間内に入学確約書を提出し、所定の納付書により3月18日（月）までに入学料（5,650円）を納付書裏面に記載の納付場所で納付しなければならない。

なお、入学確約書の提出に際し、保護者の署名であれば印鑑は不要、受検生の署名であれば印鑑が必

要なので留意すること。

- (2) 入学手続期間内に入学確約書を提出しない場合は、合格を放棄したものとみなす。また、入学料の納付がない場合は、入学確約書は無効とする。
- (3) その他の書類は、入学確約書を提出したときに交付する。その他の書類の提出日は入学確約書提出時に通知する。

7 学力検査等の得点の開示

受検者又は受検者の保護者から学力検査等の得点について開示の請求があった場合、都立高校長は、受検票等により受検者本人又は受検者の保護者であることを確認した上で、当該受検者の学力検査等得点表を個別に交付する。

8 補足

東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年台風第19号又は令和2年7月豪雨において、当該災害の発生日現在、災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより引き続き当該地域に在住することが困難になった者が都立高校を受検する場合の入学料等、令和4年3月23日付3教学高第3592号「東日本大震災等の被災地域からの生徒の受け入れ等について（通知）」に準じて取り扱うこととし、免除とする。申請には、申請書及び被災地に居住していたことを証明する書類を添付する。